

第1回検査制度の見直しに関する ワーキンググループ 議事録

平成28年11月4日（木）

原子力規制庁

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

第1回検査制度の見直しに関するワーキンググループ 議事次第

1. 日 時：平成28年11月4日（金）10:30～12:20

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室C

3. 出席者

（1）原子力規制庁職員

山田 知穂	制度改正審議室長
金子 修一	制度改正審議室統括調整官
平野 雅司	制度改正審議室企画調整官
門野 利之	制度改正審議室企画調整官
吉野 昌治	制度改正審議室企画調整官
川下 泰弘	安全規制管理官（発電炉検査）安全管理調査官
古作 泰雄	制度改正審議室制度改正審議専門職
村尾 周仁	制度改正審議室制度改正審議専門職
村上 恒夫	制度改正審議室制度改正審議専門職
滝吉 幸嗣	制度改正審議室制度改正審議専門職
伊藤 信哉	制度改正審議室制度改正審議専門職
立元 恵	制度改正審議室制度改正審議専門職

（2）事業者

尾野 昌之	電気事業連合会	原子力部長
横尾 智之	電気事業連合会	原子力部部長
安田 孝志	電気事業連合会	原子力部副部長
河村 篤志	電気事業連合会	原子力部副長
東海 幸康	電気事業連合会	原子力部副長
宮道 秀樹	電気事業連合会	原子力部副長
鈴木 智久	電気事業連合会	原子力部副長
高木 宏樹	電気事業連合会	原子力部副長
笹川 直樹	関西電力	グループマネージャー
真寄 康行	関西電力	グループマネージャー
國溪 民継	関西電力	グループマネージャー
名倉 孝訓	中部電力	部長
原田 健一	中部電力	副長

鈴木 直浩 中部電力 課長
平林 直哉 東京電力ホールディングス 副長
安倍 昌宏 三菱原子燃料（株） 安全品質保証部 主幹
高橋 知之 国立大学法人京都大学原子炉実験所 准教授

4. 議題

- (1) 検査制度の見直しに関するワーキンググループの設置について
- (2) 今後のワーキンググループにおける課題の整理について
- (3) 被規制者に検査の実施主体が変更されるものの検査内容等について
- (4) その他

5. 配付資料

- 資料1 検査制度の見直しに関するワーキンググループの進め方について
- 資料2 検査制度の見直しに関するワーキンググループにおける当面検討すべき項目について
- 資料3 被規制者に検査の実施主体が変更されるものの検査内容等について
- 資料4 検査制度見直しにあたっての課題等について（事業者検査への一元化）（電気事業連合会資料）

<参考資料>

- 参考1 WGによる詳細検討スケジュール

【議事録】

○山田室長

それでは、時間になりましたので、第1回検査制度の見直しに関するワーキンググループを開催させていただきます。

このワーキンググループについては、10月21日にこのワーキンググループの上にあります検討チームで本来は了承していただいて開催をするという予定でしたけれども、鳥取県の地震の関係で開催ができませんでしたので、その後、有識者のメンバーの方々にもお諮りをして、当初、想定したとおりで進めてよいということで御了解をいただきましたので、今日、1回目を開催させていただいたという次第でございます。

まず、参加者がたくさんいらっしゃるので、自己紹介をしたほうがいいでしょうかね。

それでは、まず、私のほうから、制度改正審議室の室長をしております山田でございます。

○金子統括調整官

いつも説明をさせていただいている統括調整官の金子でございます。よろしくお願いいたします。

○平野企画調整官

制度改正審議室の平野です。よろしくお願いいたします。

○吉野企画調整官

制度改正審議室の吉野と申します。よろしくお願いいたします。

○門野企画調整官

同じく制度改正審議室の門野です。よろしくお願いいたします。

○村尾専門職

制度改正審議室の村尾です。よろしくお願いいたします。

○村上専門職

同じく制度改正審議室の村上と申します。

○川下安全管理調査官

発電炉検査課、川下です。よろしくお願いいたします。

○古作専門職

制度改正審議室、古作です。よろしくお願いいたします。

○伊藤専門職

同じく制度改正審議室の伊藤です。よろしくお願いいたします。

○滝吉専門職

同じく制度改正審議室の滝吉です。よろしくお願いいたします。

○立元専門職

制度改正審議室の立元です。よろしくお願いいたします。

○尾野電事連原子力部長

電事連原子力部の尾野でございます。よろしくお願いいたします。

○横尾電事連原子力部部长

同じく電事連原子力部の横尾でございます。よろしくお願いいたします。

○笹川関西電力グループマネージャー

関西電力の笹川でございます。使用前検査をやっております。よろしくお願いいたします。

○真寄関西電力グループマネージャー

関西電力の燃料技術グループの真寄と申します。よろしくお願いいたします。

○國溪関西電力グループマネージャー

関西電力の國溪と申します。よろしくお願いいたします。

○名倉中部電力部長

中部電力の名倉でございます。よろしくお願いいたします。

○原田中部電力副長

同じく中部電力の原田です。よろしくお願いいたします。

○鈴木中部電力課長

中部電力の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○平林東京電力ホールディングス副長

東京電力ホールディングスの平林と申します。よろしくお願いいたします。

○安倍三菱原子燃料安全品質保証部主幹

三菱原子燃料の安全品質保証部の安倍と申します。よろしくお願いいたします。

○高橋京都大学原子炉実験所准教授

京都大学原子炉実験所の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

○安田電事連原子力部副部長

電気事業連合会原子力部の安田と申します。よろしくお願いいたします。

○河村電事連原子力部副長

同じく電気事業連合会原子力部の河村です。よろしくお願いいたします。

○東海電事連原子力部副長

同じく電気事業連合会原子力部の東海と申します。よろしくお願いいたします。

○宮道電事連原子力部副長

電気事業連合会原子力部の宮道と申します。よろしくお願いいたします。

○鈴木電事連原子力部副長

同じく電気事業連合会原子力部の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○高木電事連原子力部副長

電気事業連合会原子力部、高木でございます。よろしくお願いいたします。

○山田室長

ありがとうございました。

それでは、まず、このワーキンググループの趣旨についての御説明ということですが、

このワーキンググループ自体は、検査制度の詳細を検討するということですのでけれども、検査制度が大きく見直しになるということから、見直すに当たっては、やはり現場に即した形での制度にする必要があるということで、中間取りまとめをする際にも、そういうようなところについては十分配慮するようというパブリックコメントもいただいているということもありまして、こういう形で開催をさせていただいて、どういう議論をしたのかということについては広く皆さん方で共通認識を作りながらということで開催させていただくという趣旨でございます。では資料を御説明させていただきたいと思っております。

○金子統括調整官

では、規制庁の金子から資料1に基づきまして、簡単にワーキンググループのスコープでありますとか、進め方について御説明をさせていただきます。

頭を書いてありますことは、先ほど山田のほうから御説明があったとおりですけれども、いろいろな検討事項がございますが、ワーキンググループとしては、組織としては一つで、適宜、必要な方に参加をしていただくというスタイルにしたいと考えております。

中ほどにワーキンググループの体制と書いてありますが、規制委員会側は山田をヘッドにいたしまして、私ども制度改正審議室に加え、今日も一部来ていただいておりますけれども、各原課、担当の部局の者が必要に応じて入るという形を考えてございます。

それから、被規制者の方は、御希望の方は全て参加できるようにということで、今日も15名以上の方に来ていただいておりますけれども、話題に応じて、関心のある方は参加をしていただくということでございます。

傍聴の方も入っていただき、YouTubeの中継も会議室等の制約がない限り、ライブ中継をさせていただき、そうでない場合は記録をして公開をするということを考えてございます。

また、資料、議事録については、従来どおり、委員会のホームページで公開をさせていただくというような運営方針になってございます。

それから、ワーキンググループの進め方、ちょっと事務的なことが書いてありますけれども、事務局から各被規制者や、その取りまとめの団体等に御案内をさせていただいて、参加者を募るという形にしてございます。

裏面のほうに参ります。これからの検討事項でございます。検討チームの資料の中にも、今後、ワーキンググループで検討すべき事項として大きく二つの柱、それから、その関連事項としてリスク情報の活用と三つ目が書いてございますけれども、a.のところにありますように、括弧にくくってありますが、まずは、国から事業者主体の検査に切り替わる部分を中心として、これをどういうふうにやっていくのかという内容についての検討がございます。これは、事業者の検査の内容を明らかにする仕方でありまして、規制機関がそれに対してどういう関与をしていくのかというようなこと。

それから、新たな検査・評価の仕組み、包括的な監視・評価の仕組みというふうな中間取りまとめの中で呼んでおりますけれども、これについての具体的なイメージというの

を固めていくために、プロセス全体の構成、あるいは、そのプロセスごとにどういったものを対象にして見るのか、あるいは、見たものをどういう基準で評価をして、それをどういうアクションにつなげていくのかといったことを具体的に検討していくということでございます。

そのプロセスの中で特に大事な視点としてリスク情報の活用でありますとか、安全確保の実績の反映の仕組みというのがございますので、こういったものをどのような形で情報収集をし、あるいは、ツールを作成して使えるようにしていくかということも今後の検討事項の大きな主眼の一つということになっておりますが、タイミングとしては、少し準備に時間がかかるものがございますので、後のほうの議題になるかなというふうに思っております。

当面、一月ぐらいを見通しまして、b.にありますように、当面の議題を明らかにして皆さんの事前の検討といえましょうか、準備を円滑にするためにも議題を明らかにさせていただきます。

本日は特に事業者が主体になる検査についての関係をやらせていただくこととしておりますが、次回、約1週間後、来週ですけれども、監視・評価の仕組みの全体のプロセス、どういうふうに構成をするのかといった構成ですね。そういったものを考えていく会としております。

3回目が、その監視・評価の中でも監視をする、現場に例えば原子力規制庁の検査官が常駐をして日々いろいろな活動を見るということになるかと思えますけれども、そういった際に何を見ていくのか、その対象の範囲は何か、どういうカテゴリーをつかって何を評価していく対象にしていくのかというようなところを御議論させていただければと思います。

それから、その次が4回目、そういった監視をした結果につきまして、気づきの事項がありますれば、それをどういうふうに評価をするのかというようなことがございます。したがって、評価の枠組みの考え方、あるいは、どういう段階を分けてその評価をするのか、その評価をしたものにどういうアクションをつなげていくのかというようなことを構成として考えたいというのが4回目でございます。

5回目は、より実務に近くなってまいりますけれども、現場等における監視手法関係とありますが、実際に現場でいろいろな監視をさせていただくときの手続、フリーアクセスというふうに呼ばせていただいているようなものがありますけど、それを具体的にどう実現するのかとか、書類の確認の方法であるとか、作業員へのインタビューの仕方であるとか、そういったものが当然想定されますけれども、そういう中で円滑に運用するために準備をしなければいけない事項などを考えていきたいということで、具体的な手続きそのものがここで決まるとは思っておりませんが、そういった要検討事項を明らかにして、こういう方向でやりましょうということを議論したいということでございます。

最後に、ホームページのURLが書いてありますけれども、最終的には検討チームのペー

ジのほうにこのワーキンググループの内容についても掲載をさせていただくというふうにしてございます。

それから、今、大体申し上げてしまいましたけれども、資料2のところにワーキンググループにおいて当面検討すべき項目ということで、今申し上げたような事項については、平成28年内、年末あるいは来年当初ぐらいを目途に検討結果を一通り取りまとめるというのでしょうか、大体の認識共有を得て、検討チームのほうにも報告をして議論をしていただくというような形にしたいと思っております。

したがって、中身は、今、私が口頭で説明したような内容ですので、説明を省略させていただきますが、そのような形で進めさせていただければと思っております。

○山田室長

これまでの説明について、皆さん方から何かコメント、確認をしたいようなことがあればよろしく願います。いかがでしょうか。

○横尾電事連原子力部部長

電気事業連合会の横尾でございます。

1点確認させていただきたいのですが、各ワーキングで資料を御提示いただいて議論を進めていくわけですけれども、一応、その場で内容を確認する範囲というのが限られてくるというふうに思っておりますので、持ち帰って内容をしっかり確認させていただいて、後ほど、こちらのほうからいろいろと御質問等を出させていただくこともあろうかと思えますけれども、その場合のワーキングなどの運用の仕方というのですか、どういうふうに回答といいますか、内容を確認して進めていくのかと、その辺りのお考えを伺いたしたいと思います。

○山田室長

恐らく、このワーキンググループというのは、この場は議論をする場ということで、実際にどういう方向にしましょうかということを決めるのは検討チームの場と理解しております。この場では、我々の考え方をお示しさせていただいて、それに対して、この場、それから、今、御指摘のあったように、少し時間をかけて検討していただいた結果についてもフィードバックをいただいて、それを踏まえた上で、我々から提案させていただいたものについては改めて検討チームの場でお示しをさせていただいて、そこでの議論で方向性を固めていくというような形にさせていただくのがいいのではないかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○横尾電事連原子力部部長

はい、わかりました。

○山田室長

ほかにいかがでしょうか。

このワーキングの場は、今申し上げたとおり、むしろ議論をする場ということで、そういう意味では、なるべくフランクにいろんなことを言い合うというような場にさせていた

だいて、従来であれば、そういう場はあまり公開されないような場でやっていたようなところもありますけど、そこは、規制委員会はそういうやり方はしないで公開でやるというのが原則ですので、フランクにそれぞれの思っているところをこの場では議論させていただくという形で進めさせていただければということで、ここで話をしたことは公式に発言してしまったのだから撤回はなしということもなしということで、やっぱり考えてみたら、こういうことではないでしょうかということもありというような形で議論をさせていただければ、実り多い議論ができるんじゃないかと思いますので、そういった進め方をさせていただければというふうに思います。

それでは、よろしければ、今日の話題ということで、国の規制機関がやっていた検査を事業者検査化するに当たっての検討内容ということで資料を用意させていただいていますので御説明させていただきたいと思います。

○金子統括調整官

それでは、資料3を御覧いただければと思います。タイトルが「被規制者に検査の実施主体が変更されるものの検査内容等について」とありますが、「等について」とありますのは、この検査の実施主体を見直すに当たって、いろいろな規則の規定類を変更する際に、ずっとさらっていきますと、ちょっと実施主体を変更するもの以外のものについても検討を要する領域が、制度の変更に伴ってありますので、そういう意味でちょっと「等」をつけておりますが、あとで資料の中では明確にその論点が出てまいりますので、そういう範疇だと思ってお聞きいただければと思います。

それでは、1ページというスライドを御覧いただきまして、最初に事業者検査の内容・手続きを明確にすべき事項についての検討ということであります。

実は、御存知の方もいらっしゃると思いますが、中間取りまとめのパブリックコメントを付した際に、幾つか国から事業者に検査主体が変更になることについて、その質の維持とか、事業者がしっかり検査をしていただくための環境整備といいたいまいしょうか、枠組みはどうなるんだろうか、そういうところに若干不安がありますというようなコメントもいただいております。それに対して、我々からは、当然、国がやってきた検査の内容について、今はもう規定類がありますから、それをきちんと事業者にもお示しすることで事業者の検査になったからといって、今までやっていたことがなされないとか、質が落ちるとかというようなことにはならないようにしましよという方向性でお返しをしておりますので、そういうことを踏まえ、基本的には、現在のほうで例えば使用前検査、あるいは施設定期検査などで行っているものについて、事業者の行う検査の内容としてお示しすべきもの、規則、あるいはいろいろな運用ガイドのようなもので明確にすべき事項は明確にするという方針で考えてございます。

したがって、今、見ていただいているページの一番上の四角の中の一番上にも、「同等の行為が確実に実施されるよう、内容や手続きを明確にする」という基本的な方針をまず書かせていただいております。

その具体的な明確にする事項としまして、工程毎の検査の事項、あるいは検査の実施要領書の作成を事業者にしていただくということを規則で明確にするということでございます。

特に、その規則で具体的な中身を明確にしなくても、こうこうこういうものに基づいてやっていただきたいということがある場合、なお書きで括弧に書いてありますけれども、例えば検査に活用できる学協会の規格があって、その規格に基づいてやることというようなことができる場合には、技術評価を我々のほうでした上で、その活用を規則の中などで位置づけるというような形も当然あり得るというふうに考えております。

下のほうはポンチ絵的ですがけれども、現在、使用前検査、あるいは施設定期検査、それから定期事業者検査でやっていただくことというのも規則等で明確にされておりますけれども、新たな制度におきましては、施設の供用前の検査、基本的には使用前検査の対象になりますけれども、こちらについて検査の内容、これは対象の範囲、基準、工程毎の確認事項、工事計画認可等に従ってそれを実施していただくことというようなことがありますし、検査の手続きとして、計画の立案、要領書の作成、記録の保存、それから通知といったような手続きを規則以下の文書で明確にするということでございます。

供用開始後も基本的には同じですがけれども、さらに細かな現場の検査で、かつ、対象の範囲が広がっていきますので、そういったものを明確にするような形を考えているということでございます。

次のページに行ってくださいまして、今申し上げたことを具体的に今の現行の規則との関係でどういうふうに整理をしなければいけないかということを作業いたしますと、2ページ目にはすごく大まかな項目が書いてございますが、別表1というのが、その後ろのほうに横型のちょっと字の多い表でつけております。これは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則から引っ張っておりますので、似たような類似の構造が核燃料施設等についても、当然、作業ができるわけですがけれども、今日は、発電炉のことをちょっと代表してイメージを持ってもらうために整理をさせていただきます。

許可云々のところから、検査に関係するものとして、品質管理の方法を追加をしないといけないこととかというのが書いてありますが、これはちょっと後で出てくるので、実際には、そのページの一番下の使用前検査関係と書いてある下の2欄の辺りから、申請の手続き、検査の実施の工程毎の検査事項の規定でありますとか、こういったことがずらずらと次のページにかけまして規則で規定をされていきますので、これを今度は規則の中で事業者が実施するものとして規定ぶりを直して規定をするという形になるということでございます。

特に2ページ目の頭に行きますと、試験使用承認とか、一部完成承認といったようなものがありますけれども、これは、いわゆるホールドポイントと呼ばれている節目で規制機関がその先に進んでいかどうかというものを確認するプロセスと密接にといいますか、そのものとなる部分がありますので、その部分は、我々がどこで何をするのかということ

も含めて書いていかなければならないということでございます。

それから、検査の実施要領書というのが第19条という3段目にありますが、これは、実施要領書は、従来、国がつくっておりましたけれども、事業者につくっていただくようなものとして書いていくと。

それから、検査の合格証は、検査合格というよりは、多分、使用前の事業者による検査が終了したことを確認するための文章を出していくということになろうかと思えますけれども、形を変えて、そのようなものを明確にするための手続きを書いていくということになろうかと思えます。

それから、その次に燃料体の関係の検査について書いてございます。これも構成はほぼ同じですけれども、特に燃料体検査、それから、その後にある溶接の関係は、主体が燃料加工事業者から原子力施設の運用者になりますので、そういったことも踏まえて、どのような内容を書いていくのか、あるいは、その燃料加工事業者と原子力施設の運用者との関係をどういうふうにご示していくのかというような点は、追加的に少し検討が必要な事項ということになろうかと思えます。具体的な規定ぶりは、またこの事後のプロセスの中で、我々、事務局で作業をして、規則ですから、またパブコメ等を付した上で確認をしていくということになろうかと思えます。

溶接についても、項目的には類似のものになってございます。

それから、3ページ目に移りまして、施設定期検査の関係でございます。これも検査対象云々がありますが、これは、従来の定期事業者検査の中に実質的には統合されるといえるでしょうか、含まれる形になりますから、その規定の中に吸収をさせて、こういった項目は、施設定期検査そのものとしては立たないような形になろうかと思えます。

それから、実際に確認をしていく内容の計画をつくっていただいて、それを実施する実施時期等も計画の中で書いていただく等々をその後の段階で書いていくということになりますので、施設定期検査と定期事業者検査の規定が2本立てになっているところをどう整理していくかというのは、テクニカルにはございますけれども、基本的な構成としては、対象の範囲とか手続き関係というものを書いていくという形になろうかと思っております。

あと、細かな手続き、記録とか、許可後の手続きとか、いろんなものがありますが、そこはちょっと今の御説明は飛ばしてまいりますけれども、そういった点を規則の中で整理をしていく必要があると。それを事業者主体の検査になるということを前提に書いていくということになろうかと思っております。

もとの資料の2ページ目、スライドのほうに戻っていただきますと、今申し上げたようなことを項目としてまとめますと、2ページ目の四角の下にありますように、規則等で明確化すべき事項ということで、事業者検査の検査対象、時期・方法、規制機関とのお手続きというのが一番大きな項目としてございます。

それ以外に、さっきちょっと飛ばしましたけれども、工事計画の認可の中で溶接の方法とか燃料体設計の認可申請における取り扱いといったようなものがございますので、これ

は、燃料体、溶接、それぞれ方法の認可とか設計の認可、あるいは、実際の検査の項目との関係で書きぶりを変えていく必要があるという部分がございます。

それから、品質管理の方法に関する事項のところにつきましては、検討チームの御議論でも、供用開始後に基本的に監視評価、新しい包括的なものができますが、工事の段階、あるいは設計の段階でのいろいろな計算・分析のようなものに対する品質保証というものが非常に大事な項目であるということで、そこに対する監視もしっかり行っていかなければいけないということがございましたので、その部分について、品質管理の方法に関する事項についても同じように、この規則の中でやり方と対象等を示していくという形になるかと思っております。

それからもう一つ、一番大きなものといいたまいますか、創設的に書かなければならないのが、監視・評価の体系に関する事項でございます。これは、次回以降にまたプロセスの全体像であるとか、実際の作業の具体的な流れといったものを検討していきますので、今日は項目出しだけでございますけれども、こういったことを規則の中で明確にしていかなければならないということだと考えてございます。

次のページに行ってくださいまして、次は、事業者検査と書いてあります。国から事業者に移行する検査、事業者検査と呼ばせていただいておりますけれども、これに関して規定すべき内容の詳細について書いてございます。先ほど見ていただいた検査の対象、あるいは検査の実施時期、あるいは方法、それから規制機関との手続き、特に従来の使用前検査であったところの供用前の検査の手続き関係、これは特にホールドポイントと先ほど申し上げましたところの手続きをどうするのかというのが大きなものになってまいります。

それから、供用開始後の関係におきましては、従来の施設定期検査の中での規制機関の関与の部分、検査を実施している事業者からの報告等をしていただくような仕組みを作るといことで検討チームの中でも方向性を示していただいておりますので、そういったものとの関係をしっかりと特定をしていくというようなことが手続き的には必要になってくるということでございます。

特に留意すべき事項として青い四角の中に幾つか書いてございますけれども、大事な点だけ幾つかピックアップして申し上げますが、検査の対象のところは、その検査対象そのものの作業、こういったものにつきましては、規制機関が個別にいろんなことを指定するというよりは、実際にある施設に対してどういう検査を行うかということ、事業者、被規制者が要求事項との関係から特定すべきなので、あらかじめ個々にこういうことを検査しなさいと、こういうものを対象にしてこういう検査をしなさいというようなことを細かく規定をするというような形にはしないという形を念頭に置いてございます。

ただ、一方で、そのことと、そのことが規制で要求をされていることとの関係で何を検査したらいいのかよくわからなくなってしまうのでは意味がなくなってしまうので、そこら辺のバランスをよく考えなきゃいけないというのが検査対象の明確化の部分になる

うかと思えます。

それから、検査の実施時期や方法につきましては、供用開始前の検査につきましては段階がございますので、それを踏襲する形で書かせていただくということですが、供用開始後の検査につきましては、従来の定期事業者検査を参考にしながら記述ぶりを考えていくということになります。

それから、計画の確認でありますとか、要領書の作成というのは、先ほど申し上げましたところですが、そういったものの記録の保存の義務というようなものも法律的に要求されることになると思いますが、それをどういうふうにさせていただくかということも規則の中で書いていくというようなことが必要になるかと思えます。

先ほどの規制機関との手続きのことは少し項目のときに申し上げましたので、省略をいたしますけれども、以上のようなことを注意しながら書いていくことが必要かなと思っております。

また、被規制者側からいろいろお気づきの点があろうかと思えますので、後ほど御指摘をいただければというふうに思えます。

こういったものをどういう体系で文書として整備するかというのを次のページに少しイメージを整理してございます。従来も規則の下にガイドでありますとか解釈、あるいは内規といったようなものを私ども規制機関として作り、また、具体的な作業の運用要領というものも作り、それから記録とか手続きをするために必要な書式の指定でありますとか、それから文書の指定でありますとか、そういったことをやってまいりました。

現在の構成は、今申し上げた委員会等決定文書、運用要領、記録等の実務上作成する文章という3段階に分けた中に列記してございますけれども、一方で、その中に使われるものとして、先ほど学協会の規格等を引用する場合があるというふうに申し上げましたけれども、こういったものが例えば被規制者側の文書としては電気協会の保守管理規程でありますとか、原子力設備規格でありますとかというようなものがあると。それから、保守管理の指針といったものが、その運用要領的なレベルであるということでございます。

それから、作成する文書については、被規制者自身が独自の文書としてお作りになる社内の検査計画とか、それから文書、保守管理方針とか保全計画、そういったようなもの、それから、検査の要領書、成績書、そういったものの記録といったものがあるかと思えます。これを今後どういったものを新しい制度のもとで使っていくかということですが、基本的には、構成自身は若干変わるかもしれませんが、今申し上げた規則があって、その下にガイドや解釈があったり、それから運用要領があったりというような構成自身はあまり変わらないというふうに考えておりますので、規制機関からお示しするものとして事業者の検査を実施するために必要な文書の体系は、概ね同じかなという理解でございます。多少、中身の書きぶりは、当然変わってまいります。

それから、被規制者側で御用意をいただく、あるいは、学協会も含めてでございますけれども、こういったものについては、またその体系に合わせて、どんなものを活用して

いけるのかということについては議論を進めていければということで、仮置きでそういう箱の中にこんなものが入るだろうかということで書かせていただきました。

今、リストで挙げたものの体系といたしましょうか、どういうふうにつながりがあるのかということ、念のため、参考までに5ページのところでツリー図のような形で示させていただいておりますので、これは、先ほどの文書の体系の上下関係ということで御参考にさせていただければというふうに思います。

それから、6ページ目、7ページ目には、現在の使用前検査におきまして、国が定めている運用要領の具体的な中身の例、あるいは、目次でどんなことが書いてあるかというようなこと、それから、実際に使っている書式です。検査の実施要領書でありますとか、検査の成績書としてどういうものをつくって記録としてどういうふうに残すかというようなものをお示ししてございますので、これは、主体が変わりますけれども、実質的にやらなければいけない中身というのは大きく変わりませんので、似たようなものが作られるというイメージとして参考に見ていただければというふうに思います。

ここまでが国から事業者に検査の主体が移る部分に直接関連をして整備をしなければならない、あるいは、明らかにしていかなければいけない事項の内容と、その方向性ということでございます。

8ページ目からは、先ほど見ていただいた規則を整理していく中で、今回の制度の見直しとあわせて、少し検討していかなきゃいけない部分が2点ほどございますので、8ページ目、9ページ目で整理をさせていただいております。

一つは、工事の計画の認可等の運用に当たっての詳細でございます。8ページの上の四角に書いてありますように、溶接の方法、あるいは燃料体の設計について、工事計画の認可等の申請書類に書かれている部分でありますとか、検査の程度の分類が書いてある部分ですが、後ろの検査と関係のある領域がございます。そういったものについて、新しい制度でどんな形にしていくか、特に主体が燃料体の場合には燃料加工事業者から原子力施設の運用者にかかわるということですし、溶接についてもメーカー等から変更があるということですので、その体系を変えていく必要があるということでございます。

下のポンチ絵に書いてありますけれども、緑の部分が現在の仕組みということで、燃料製造事業者に係る燃料体設計の審査を設計認可の中でやっているものというのを、新たな制度におきましては、発電用原子炉設置者、原子力施設の運用者が燃料製造事業者に対して発注をして燃料体を加工していただいて調達をするということになりますので、その調達管理の中で品質管理をまずしなければならないと。それをどういうふうに確認をするかということ、規制機関から、今度は発電用原子炉設置者に対して工事計画の認可申請書の中でのこの調達管理を含めた品質管理方法の中で審査をするというような体系に移行するので、これに関する規定類の整備もしていかなければならないと、そういう構造の変化でございます。

検査に関しても同様でございます、燃料体について申し上げれば、現在は燃料製造

事業者に直接、いろいろな申請を出していただいて、きちんとできているかどうかというのを検査によって確認をしておりますけれども、ある意味、2段階構成になりまして、発電用原子炉設置者が調達管理の中で具体的な検査をやったり、書面上の確認をしたりするというような管理をするものについて、規制機関としては、事業者の検査がきちんとできているかどうかということを確認させていただくという形に移り変わりますので、ここについての規定の整備をしっかりしていく。どういう中身を検査するのか、あるいは、どういうタイミングで何を確認するのかというようなことを規定していかなければならないということでございます。

それから、次のページ、9ページ目ですけれども、もう一つ、品質管理のほう、上流側といいたいまいしょうか、設計段階でありますとか、工事の段階でありますとかという段階での品質管理の方法の確認の取り扱いについての詳細の方向性でございます。

下に表の形で書いてありますけれども、設置許可につきましては、今回、許可の段階で品質管理の方法、これは、設計や工事に係る品質管理の方法とか、それを実際に検査をする組織の技術基準に関する規則や同解釈を許可に適用するように改正をするということで、前段階で品質管理をしていただくような形に体系を変えてまいります。その規則が変更になるということと、それから、それに伴う許可申請に係る運用ガイドが変更になると、規定類としては、この二つを設置許可段階での品質管理を申請していただく段階に合わせて変えていくということが必要になるということでもあります。

具体的な中身として何を書いていき、あるいは、どういうふうに設置許可の段階で中身を見ていくのかという運用方法のイメージをその下に書かせていただきました。

現行の工事の計画の認可の申請書の本文、あるいは保安規定の記載におきましては、具体的にどこがどういう文書に基づいてどういう活動をするのかということに記載していただいておりますけれども、そういうものは組織の変更とか、いろいろなもので変わってまいりますので、設置許可の申請の中でそこまで書いていただくと、なかなか、一々変更しなきゃいけないということもありますので、要求する基準の適合性を判断する範囲でどういう例えば仕組みを設けて、どういう体制を設けてというようなことを設置許可の中では書いていただいて、定性的な記載をしていただいたものが基準に適合するのかどうかというのを見ていくという形にしていきたいというようなものが、この設置許可段階の品質保証を書いていただくものについての運用のイメージということでございます。

それから、工事計画の認可の段階は、その許可の文書に合ったものになっていただくように許可の申請書本文の記載事項を参照した形で工事計画の認可申請書を書いていただくという形になりますので、その内容につきましては、工事計画の手続きガイドというものの中身を示していくということになってございます。

その中で特に運用上の留意をすることとして、保安規定でその範囲がカバーされるようなものについては、そちらに任せるといような形をして、重複領域がなくなるように整理をしたいというふうに考えております。

それから、一方、使用前事業者検査の中で、今、品質管理のことを書いていただいている部分がありますけれども、一部は工事計画の認可の中でも既にやらなきゃいけない部分が入ってまいりますので、そういったものをこちらの中に取り込んでいくというようなことも変更としてはしていかなければいけないのかなということを考えてございます。

それから、最後に保安規定のところですが、これは、許可申請書に書いたものとして同じように、工事計画の認可の申請と同様に具体的にどのようなことをするのかということを従来どおり、記載をしていただくような保安規定になろうかと思ひまして、その内容につきましては、保安規定の審査基準の中で明確化をしていくという形だと思ひておひまして、ここの部分は、あまり大きく変更があるものではないかなというふうにおひしております。

とりあえず、御用意をしました資料につきましては御説明は以上でございますが、あと、一応、別表2という形で実用炉の規則において、今、どういう施設検査の関係の規定がどういふふうになっているかというのを細かく整理をした表だけつけておひしておりますので、これは議論のときに必要があれば、参照をしていただければということでございます。

それから、冒頭に申し上げればよかったですけど、参考1という形で、先ほどワーキンググループの当面の作業項目と、年内に大体こんなことをやりたいというのを申し上げましたけれども、それも含めて、今後の作業のイメージをもう一度書き直したものをスケジュールの線表で示させていただきますので、これも後ほど御参照していただければというふうにおひ思います。

もしも事務局側から私の説明で補足的に何か申し添えることがあれば、追加をお願いいたします。

いいですか。はい。

○山田室長

一応、こちらから考えているところの御説明は以上ですけれども、電事連のほうで資料を用意していただいて、幾つか疑問を投げかけていただいているところもあります。それが、今の御説明の中にあつたものもあるかもしれませんけれども、必ずしも全部カバーしているわけじゃないと思ひます。一度、御説明していただけますか。

○尾野電事連原子力部長

電気事業連合会、尾野でございます。

まずは、こういう機会を与えていただいて、フランクに議論をしましょうというふうに言っていたことについては、まずもって感謝申し上げたいと思ひます。

やはり最終的には現場で仕事をして、それがお互いに効果的に進むというところに行くためには、やはり十分議論をしていただくということが大事かと思ひますので、ぜひよろしくおひします。

資料4に、我々なりにいろいろこうしたテーマで考えたときに、考えておくべきことということをおひつづままに整理をさせていただいたということでございますが、今ほどの

説明の中で解消されている部分、あるいは、まだ残っている部分等がございますが、資料4に整理をさせていただきましたので、まずそれを御説明させていただきたいと思っております。

横尾のほうから。

○横尾電事連原子力部部長

それでは、電気事業連合会、横尾でございますが、資料4の説明をさせていただきます。

この資料の位置づけといいますか、これまでのチーム会合で御説明いただいた資料、これを参考にさせていただいて、その中身から、少しこの辺りはしっかり議論すべきかなと考えているところ、また書きぶりが少しわかりづらいので確認させていただきたいという観点で整理したもの、その二つが入っております。

凡例のところに記載させていただいておりますけれども、①というものに関しては、法律、規則の改正に関係するかなというところを①、②のところは、今後の運用面でしっかりと考えていかなければいけないというものを整理しております。

ということで、一応、全体を簡単に説明させていただいた上で、ちょっと補足で細かいところを説明する必要があるれば、後ほど補足をさせていただくことにしたいと思います。

まず、全般の話でございますけれども、ここは2点ございます。

1点目でございますけれども、事業者としての情報公開の範囲やルールということで、今後運用が始まりますと、検査の要領書ですとか成績書ですとか、この辺りを公開するという進めていくわけですけれども、当然のことながら、それらの資料にはノウハウですとかセキュリティー情報が入っているところがございますので、そこについてはマスキングの作業が加わってくるということでございます。その辺りをいかにうまく整理して進めていくのかというところを今後しっかりと確認させていただきながら進めてまいりたいというのが1点目でございます。

2点目でございますが、事業者検査項目の適正化ということでございまして、今回の制度の見直しでいろいろと御説明させていただいて、重複する検査などについて一本化されていくというふうに伺っておりますが、今後、将来的に気がついてくる重複検査みたいなものも少しあろうかと思ひまして、そういうものは、今後、事業者に一元化される中で、どういうふうに改善して進めていくのかというような辺りもちょっとルールメイキングが必要かなというふうに考えておりますということでございます。

次に、使用前検査でございますが、ここはあまり詳細な説明はしませんが、電気事業法との関係ということをいかに整理するのかという話。あと、先ほどから説明いただきましたけれども、品質管理の方法ですね。これ、いかに重複しないで管理をしていくのかというところを明確にさせていただきたい。これも先ほど御説明がありましたけれども、使用前検査の省略、一部使用承認、試験使用承認の関係、あと、供用開始の判断ということで使用前検査が終わった後の合格証の発行の有無ですとか、その辺りをしっかり明確化して確認をしていきたいということでございます。

次のページに行きますけれども、こちらが燃料体検査関係でございます。まず、上の3点、燃料体設計認可についての審査の仕組み、あと、既に認可を受けている燃料体設計の扱い、3点目の輸入燃料体検査の扱い、こちらについては、ルールメイキングをしっかりと進めていく必要がありますねというお話でございます。

4点目のホールドポイントの有無のところ、これ、すみません、ちょっと誤字があるんですけれども、「第6回の検査チーム会合資料2-1」と書いてあるんですけど、これは1-2の間違いでございました。申し訳ございません、ちょっと訂正をさせていただきます。ホールドポイントについては、今までの資料の中でもありますけれども、燃料体に関しては発電用原子炉施設と一体で確認を行うというような記載もございますので、この辺り、どういうお考えなのかというのが少しわかりづらいので、確認をさせていただきたいということ。あと、ホールドポイントは燃料体のところで記載させていただいていますけれども、これはほかの使用前ですとか、ほかの関係でも少し関わってくるところでございますので、その辺をしっかりと確認していきたいということでございます。

5点目、こちら、燃料体検査のインセンティブ制度ということで、従来の国の燃料体検査では、実績に応じて検査の一部を省略する制度があったということもございますので、この辺りを、今後、どう整理していくのかというところを確認させていただきたい。

6点目、燃料体事業者検査に関する規制機関の監視・評価の方法ということで、燃料体事業者検査というのが、燃料加工工場で行われるということになるかと思っています。燃料加工事業者の工場内には大量の検査記録が保有されているわけですが、かなり機微な情報もあるということで、この検査をどこでやるかということによっては、書類関係の持ち運びみたいなことが出てくるということで、この辺りをどううまく運用していくのかというところを整理させていただきたいということでございます。

裏面に行きまして、これは燃料体検査の続きですけど、検査要領の扱いということでございますけれども、現行の燃料体検査は、燃料体の設計認可申請書に示されます設計仕様書、これに基づいて製造されているということの確認が必要だということで、今後を考えますと、検査の要領書と設計認可の関係の書類を一つのパッケージとして確認を受けるといった形がよいのではないかと、これは提案ベースになりますけど。

次の溶接検査でございます。1点目は、発電用の原子炉施設の溶接事業者検査は、これまでと変更はないというふうに理解しておるんですが、それでよろしいですよという念押しの確認でございます。

核燃料サイクル施設における溶接検査の移行内容については、どういうふうに移行するのかというところをしっかりと確認をさせていただきたいということでございます。

最後5点目、こちらは施設定期検査ということでございますけれども、1点目が検査着手、あと終了段階の報告の手続きということで、どのように報告をしていくのか、詳細な運用をしっかりと確認させていただきたいと、そういうことでございます。

次の2点目の廃止措置計画認可プラントにおける検査の取り扱いということでございま

すけれども、現行の法体系では、施設定期検査のみでありまして、定期事業者検査の概念がないということがございますので、廃止措置の計画認可プラントに対して、この扱いをどうするかというところを今後しっかり確認させていただきたいと、そういうことでございます。

以上が事業者側から確認させていただきたいこと、あとは、検討を進めていく上での課題かなと思っているものを整理した内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○山田室長

ありがとうございました。

それで、進め方としては、資料3で我々が説明させていただいたところについて質問、それからコメントをいただいて、その次に、資料4でまとめていただいているものについて、この場で、我々が、今、考えているところを少し御説明させていただくということと、ただ、言葉だけではわかりにくくなってしまうかもしれませんので、いただいたものについては、次回、紙の形で我々の考え方というのを整理してお示しをさせていただくというようなことで進めたらどうかと思いますけれども、もしコメントがあれば。

○横尾電事連原子力部部長

いや、結構です。ありがとうございます。

○山田室長

それでは、資料3についてということで、これは、中身は二つに分かれているかと思えますので、まず前半の事業者検査の話、それから、その後に事業者検査に伴ってということで2点御説明させていただいていますけれども、それについてのコメントをいただければと思います。

では、最初に、前段部分の7ページ目までのところで御説明させていただいた内容についての疑問点その他がございましたらお願いします。

○名倉中部電力部長

中部電力の名倉です。

まず、質問になりますけれども、前半にも後半にも出てきますし、別表1のところにも出てきますけれども、燃料体検査についてお伺いしたいですけれども、私どもの理解は、今までの検討チームを拝見していて、燃料体検査というものについては、制度としては燃料体検査というものが今までと同様に存在をされていて、独立で存在をされていて、その主体が我々、事業者に移るというような理解をしていましたけれども、今回の今日の資料を拝見しますと、例えば、燃料体の設計認可については、工事計画で議論をするというようなことに読めるところがありまして、ここは、燃料体の設計認可というものを工事計画認可に統合するというような、そういうお考えなのか、それと、もしそういうことであれば、燃料体検査というものも使用前検査に統合されていくということなのか、この辺りをまずお伺いしたいと思います。

○古作専門職

制度規制審議室の古作です。

率直に申し上げますと、統合する方向でできないかというふうに考えております。その点については、中間取りまとめにおいても、そちらの質問にもありましたけれども、一体として確認することが適当というようなことを書かせていただいています、特に試験炉ですと、現状分けていなくて、炉心として燃料体としてということで一体で確認していますので、その方向でできないかということで考えています。それも、これまでは主体が違いましたので別制度にする必要があったということですが、主体が1者になりますので、それを分けてやる必要があるのかということで合理的に考えていきたいというところではあります。

その結果として、検査方法も使用前検査と同様に、工事計画認可の現状添付書類の中でどのような検査が必要かというようなことをまとめて新基準適合性審査のほうではやられていますので、その形で統合できれば、透明性をもって検査のほうも運用できるのではないかと考えている次第です。

○金子統括調整官

若干だけ補足をしますと、法令上の仕組みはそのような形で整理をしたいと思っているのですが、実際にやらなければならないこと、設計の中で何を書いていただいて、それを認可するかということと、燃料体の検査として何をしていただいて、それを国として確認をするかということについては、一本化されながらも維持をされるということだとは思っていますので、その点だけは御理解いただければと思います。

○名倉中部電力部長

中部電力の名倉です。

ありがとうございます。冒頭、山田室長からも現場に即した制度設計というお話があった、そういう御趣旨の御発言があったと思っております、燃料体というのは、やっぱり同一設計で繰り返し同じ物をつくっていくということですので、やっぱりほかの工事計画認可でやられているほかの設備と少し色合いが違うということもきっとあるだろうと思っております。

そういったことで、今まで、工事計画認可と燃料体の設計認可というものが分離されて、別立ての制度設計というものがあったということもあるだろうと我々は理解してまいりまして、そういったことで、今回、先ほど古作さんから中間取りまとめの中でもそのように読めるところがあるといったところが、我々の想像力が働かなかったところではありますけれども、工事計画に統合されたときに、どういった課題があるかというところまでについては、正直申し上げて、今日、我々、そこまで考えて課題として出ていないというところがございます。ですので、ここにつきましては、もう一度持ち帰って出したいと思っておりますけれども、例えば、同一設計燃料というものを燃料体検査という制度で申しますと、同じ会社で複数のユニット、同一型式の燃料を使う場合においては、設計認可は1本で済

んだのですけれども、これ、工事計画になりますと、ユニットごとに分離しないといけないという話が出てくるかもしれないということがありますので、ちょっと思いつきで、今、そういう課題はあるなということでも思いつきましたので、この辺について、改めて、我々、課題があるのか、ないのか。課題はあると思っていますけれども、そういったことをまとめて書面で提出させていただきたいと思っています。

以上です。

○古作専門職

制度改正審議室の古作です。

そういうコメントも前の検討チームのところでも少しありましたし、こちらのほうも運用のイメージ、もともと運用している側でもありますのでありましたけれども、まずは、工認の中でということであれば、言われるように、これまで幾つかの社で複数プラント、大体はサイトごとのところがありますけれども、まとめて燃料体設計認可というのをとっておられるものがありますが、それも型式を明確にして申請書に書くことによって審査の合理化というのはできるんじゃないかなというふうには思いますけれども、そこら辺は、今後の運用の中での工夫かなというふうに思っています。

同様に、審査体系の中でもいろいろと考えることはあろうと思いますけれども、検査のほうも同じ現状でも燃料体の検査は同一仕様で品質が確保できていれば、ある程度、我々のほうの検査は緩和をするというようなこともありますので、そういう点でも型式をはっきりさせるというのは大事なかなというふうに思っています。今後の詳細検討ということで。

あともう一つ、移行することで違いが出るというところと言うと、同一仕様の取替燃料をどんどん作っていくというときの一つ一つの検査のあり方ということで、現状、使用前検査については、工事計画認可一本に対してまとめての一つの使用前検査ということでしたけれども、燃料体を入れて取替燃料をどんどん作っていくとなると、その使用前検査一本で全体がカバーできなくて次々と出てくるということについてどうしましょうかというのを中間取りまとめの、先ほど申し上げた一体としてというところに書かせていただいています、具体的にはV.の3.の最初の塊のところを書いてあるんですけれども、この点は、取替燃料については、基本的には監視・評価の中で見ていくということで、我々のいうホールドポイントではなくて、そちらの運用の中でしっかりと見ていくと。我々は監視・評価でオーバーサイトさせていただいて、問題があれば、執行措置的なところに入っていくというようなことを考えているということを書かせていただいています。少し中間取りまとめのところの趣旨の補足になりますけれども、以上です。

○尾野電事連原子力部長

電事連、尾野でございます。

今、古作さんから御説明があったことで、燃料体というものの特性について、どちらもある一定の共通理解の上で議論をしているなというふう感じた次第です。

申すまでもありませんけれども、ある同一型式の燃料が繰り返し作られて、サイクル

ごとに納品されていく、あるいは、同じ型式の物がいろんな発電所で使われるというような、こうした他にはない特性を踏まえて、どう制度設計を合理的にやっていくのかというテーマかと思えますので、型式承認的な考え方であったり、あるいは、取り替えごとの検査のやり方、これを、ある意味、オーバーサイトの中で見えていくという考え方、そうしたことは、多分、方向として合理的だろうというふうにも思いますし、それを具体的に進めていく上で工認というスタイルがいいのか、あるいは何がいいのか、あるいは何らかの技術文書をライセンスレポートのような形で我々が出していくのがいいのか、少し具体のイメージをもっと議論する必要があると思えますので、よく考えさせていただいて議論をしたいと思えます。

○山田室長

ありがとうございました。

大体、共通認識があるということだけはわかったと思えます。

ほかにありますでしょうか。

○安倍三菱原子燃料安全品質保証部主幹

三菱原子燃料の安倍です。

資料3の3ページのところにちょっと記載がありまして、ちょっと御確認させていただきたいのですが、検査対象のところ、溶接検査、それから施設の定期検査等について、その対象範囲を特定しているが、これについては、あらかじめ限定するような規定は行わないというところで、加工施設の場合、溶接検査の対象施設というのが、加工規則で細かく決められておりまして、例えば六フッ化ウランを加熱する容器とか、ウラン溶液でその放射エネルギーがある程度超えるものという基準が設けられているのですが、この溶接検査の対象の施設の基準については、今回の見直しでは変えないという理解でよろしいでしょうか。ちょっとそこを御確認させていただきたいです。

○古作専門職

制度改正審議室の古作です。

今、御質問あったのは、基準のほうということなのか、施行規則のほうの検査の項目ということなのか、どちらのことでしょうか。

○安倍三菱原子燃料安全品質保証部主幹

溶接検査の対象とする設備でも、使用前検査で設備として検査を受けるんですけども、その中で、溶接があるものについて、その条件に該当するものを溶接検査の対象ということで、当社の場合ですと、六フッ化ウランを加熱する容器がございまして、そこを溶接検査の対象という形になるんですけども、ここで示されておりますのは、そういった対象についてのところではなくて、あくまでも検査の内容ということなんではないでしょうか、ちょっとそこを確認したかったのです。

○古作専門職

全般的に溶接にも限らないですけども、こちらから被規制者側に要求する検査というも

のについて、基本コンセプトは、基準に適合していることを確認しなさいということ。使用前検査であれば、その前の認可事項に対する適合性ということもありますけども、その要求事項がはっきりしていれば、検査で何をすべきかということは、被規制者がわかるはずだし、わからなければ、それを運転できる状態にならないので、それをしっかりやってくださいということに尽きていて、検査としてこれとこれとこれをこういうふうにやりなさいというふうに指示するのは、逆にそちらの責任をこちらが負ってしまうことになるので、そこを明確にしたいということで、検査項目をはっきりはさせませんと、そちらで考えてくださいということです。

そのかわりに、その前段で認可事項というところの中には、品質管理の方法というのがありますので、その中で適切な方法で検査をするのか、管理をするのかということは、審査の段階で議論させていただくということで考えております。

それによって、さほど混乱なく、そちらのほうの思いというのもちろんと我々に伝えていただけますし、こちらがそれでは足りないというようなことも話ができるというふうに考えておりますので、文書体系で言いますと、その点では、基準要求のほうで対象範囲は明確にすると。この基準については、こういうところを対象にしていますよということを確認にすることで、そういう審査もできますし、それができれば検査のほうの要求としてこの設備をやりなさいということをする必要がないということになると思っています。

○山田室長

ちょっと補足をするというか、もしかすると、ちょっとずれているかもしれないと思うのは、若干、我々発電用原子炉を想定して議論をし過ぎているところがあるかと思えます。というのは、発電用原子炉の場合は、溶接規格があって、溶接規格にしっかりいろいろなことが書いてあるので、古作が申し上げたとおり、基準に適合するというところで、どういう検査をすればいいのかというのが明確になっているところはありますけども、恐らく、加工施設はそこまで基準でかっちり決まっているかというところはあるので、要するに、どちらで決めるかというところにアプローチの仕方が違っているところがあるんじゃないかと思うので、今いただいた御指摘を踏まえて、基準で決まっているのか、それとも我々の定める規則で定めてしまっているのかというところについて整理をして、その上で、今の御指摘については議論したほうが多分いいんじゃないかと思うので、今の御指摘は引き取らせていただいたほうがいいのかなと思うんですけど。

○古作専門職

古作です。

一応、加工のほうも念頭には置いていまして、別表2のほうには、その点違いがある分、加工の溶接検査のほうを列記をさせていただいています。これだけ発電炉ではない体系がありましたので、施設定期検査も違うんですけども、検査名が一緒だということで、とりあえず今回外していますが、溶接だけはちょっと論点になるかなということでつけさせていただきます。

その点で、これは施行規則のほうだけしか抜粋してないんですけども、基準のほうも今、山田のほうが言いましたように、発電炉のほうは、維持基準のほうに一本化を、性能規定化を平成17年のときにされていまして、そのときに溶接規格をエンドースすることによって、ほとんど規則自体にはあんまり書いてない形になっています。

一方で、ほかの施設については、溶接の技術基準ということで、規則で従来どおりずっとかためられておりますので、それを今後どうしていくかというのはありますけれども、現状その溶接の技術基準の中には、対象機器として、例えば先ほどの六フッ化ウランの話ですと、加工第3種機器ということで特定をされているというようなこともありますので、その点、精査をして、本当に検査項目とこちらの要求が合っているのか、合っていないのか、その違いがあればどう手当するのかというような議論を今後詳細にしていく必要があるかなというふうに思っています。

○安倍三菱原子燃料安全品質保証部主幹

三菱原子燃料の安倍です。

わかりました。どうもありがとうございます。

○鈴木中部電力課長

中部電力の鈴木でございます。

資料の3ページの右下の定期検査のところを少しイメージさせていただきまして、具体的にはというところからあるんですけども、大きく言いますと、ここは報告をする仕組みが重要という御説明があったとおり、開始前に検査の計画を御報告させていただきまして、その後、臨界前までに必要な事業者で行った検査の結果であるだとか、全体が終了したときに結果を報告すると、ここまではイメージはわかりますし、それによって、報告によって罰則規定を設けて虚実がないようにという、そういった仕組みも理解をしています。

それで、一番下のところなんですけれども、「検査時期は保安規定により明確化」という、ここで保安規定が出てきまして、恒常的な検査の頻度の変更は認可事項とすると書いてありまして、ここは今、保安規定に書いてある定期検査ごとに確認しますよというようなところなのか、あるいはそのデジタル値に、例えば18カ月だとか、24カ月だ、そこまで深入りしているような認可事項なのか、少しちょっとわかりづらかったので、どういうことを考えていらっしゃるのか教えていただけると助かります。

○古作専門職

制度改正審議室の古作です。

まさに、そのところの話をしていまして、一つ一つの検査については、従来どおり、保全計画の中ではっきりさせて、随時改善をしていただければいいと思っておりますけれども、現状、施設定期検査ごとというような話のその施設定期検査をなくしますと、現状の規定では成り立たないということになります。そのときに、どこでどういうふうに整理をすべきかという、まずは定期事業者検査をやる主体は当然事業者側ですので、事業者がどういう頻度でやるべきかと、やる必要があるかというのを考えるというのがまず

一義的にあるということです。

ただ、現状の運用において最終的に施設定期検査をどういう頻度でやるのかというのは、国が定めておりますので、それを丸ごと事業者にお任せしてしまうとなると、運用がどうなるのかという歯止めが効かなくなるおそれがありますので、その点を保安規定の中で、現状も施設定期検査ごとにとというふうに書いてありますけども、その枠を自分たちの保全計画を立て込んだ上で、どういう頻度でやるのか、そのときには現状も燃料体のほうの交換頻度なんかも念頭に置きながら設定をされていると思いますので、その上で、自分たちとしての検査の頻度をどう考えるのかということをもとめていただきたいというふうに思っています。

現状ですと、施設定期検査の13、18、24というカテゴリーに縛られた形の運用になりますけども、その点は、その事業者が考えることになりますので、その点では、より実態に即した運用ができるんじゃないかなというふうに思っています。

○鈴木中部電力課長

中部電力の鈴木でございます。

わかりました。ありがとうございます。

○山田室長

ほか、いかがでしょうか。

○真寄関西電力グループマネージャー

関西電力の真寄と申しますけれども、少しちょっと燃料体検査の関係でちょっと確認をさせていただきたいんですけども、燃料体検査は事業者検査になりますので、我々電力が加工工場で検査をします。そうしたら今までは、要は我々が検査をして合格したというものは、我々の判断で発電所のほうに持ってくるということは可能ということになるという理解でよろしいですか、そこの間に何かホールドポイント等は設けられないということでもよろしいでしょうか。

○古作専門職

古作です。

ホールドポイントについては、基本的にはそのリスクが上がる可能性があるというところに、使用前にですね、何かあるというときには、リスクが上がることを抑えようということと話をしていますので、燃料体の位置がどこにあるかということは大きなリスクの変動とは考えないかと思っておりますので、その点では問題ないかと思っております。具体的にどこにホールドポイントを設けるかというのは、詳細検討ではありますけども、そういうふうな思考回路で我々考えているということをお認めいただければと思います。

一方で、検査の実施状況なり、検査の成立性みたいところで、これまで段階ごと我々やってきましたけども、その点は事業者が責任を持ってやるというところで、我々逆にそれに合わせて必要に応じ見に行くということで、こちらが合わせる側になりますので、その点は計画を提示していただくということで我々の検査性を担保するというふうに考えて

います。

○真寄関西電力グループマネージャー

ありがとうございました。

○笹川関西電力グループマネージャー

関西電力の笹川でございますが、先ほどのホールドポイントのところ、ちょっと使用前検査の関係で確認したいんですが、使用前検査、今までは使用前検査をやって次のステップへ移っていくということになっておりましたが、今回事業者になって工程ごとになるということになっていますので、この使用前検査のところのホールドポイントというのをどのようにお考えをされているのかというのがわかれば、すみません、お願いします。

○古作専門職

制度改正審議室の古作です。

中間取りまとめでも、今のそのようなところで潜在的リスクが高まる時点ということを書かせていただいています、図面のところでは、再稼働、臨界操作の前ということ、後は、特に建設時ですけれども、燃料搬入というところの2点を最終的なこれまで合格とっていた前の2点を示ささせていただいて、基本はその考えであります。

現状、臨界操作のところには、試験使用承認という手続もありましたので、同様な運用の仕方それが実現できるのではないかなというふうに思っております。

それ以前の検査の実施については、先ほども申し上げたように、計画を示していただいて、その適切性を審査で確認をし、運用のほうで適切にやっていることの確認を、我々は、適宜そちらの計画を見せていただいた上で随時入っていくと、確認させていただくという形を考えております。

○笹川関西電力グループマネージャー

関西電力の笹川です。

わかりました。どうもありがとうございます。

○平林東京電力副長

東京電力ホールディングスの平林と申します。

すみません、また燃料体の話になってしまうんですけども、燃料体設計認可は、加工メーカーが従来検査をするに当たってあらかじめ認可が必要という位置づけだったと思います。一方、電気事業者の工認は、炉で例えば燃料を使うという観点から認可が要ったと、これが燃料体設計認可が工認になると、位置づけとしてどちらに近くなるか。つまり我々が電気事業者の工認を製造する前に認可をとるようなスケジュールになるかどうかというところをちょっとイメージ、もしあればお聞かせいただきたいんですけど。

○古作専門職

制度改正審議室の古作です。

基本的には、工事計画認可のほうに入れるという意識でおりましたので、その意味では、工事着手前に認可ということになりますので、ある程度認可を受けてからの行為になるう

かと思えます。

一方で、工事とは何かというところで、一部、発電用のタービンの製造過程においては、軸の粗削りまでは実施をされていたりとか、最終的に工事と呼ぶのをどの段階で工事と呼ぶかというのは、いろいろと議論があるかと思えますので、その点はよく精査をする必要があるかなとは思いますが、形としては、イメージとしては工認側によるというふうに思っていていいかと思えます。

○平林東京電力副長

東京電力ホールディングスの平林です。

どうもありがとうございました。

○真寄関西電力グループマネージャー

関西電力の真寄でございます。

先ほどのお答えで、そこをもう一つ確認したいのが、工認との統合で、今、基本的には燃料を製造する前に工認の認可だということのお答えでありましたけれども、従来も工認で燃料体を炉心として捉えて、工事認可を受けておったところがございます。そうしますと、従来の燃料体設認では、燃料体設認の認可を得た後、加工を、製造し、検査を受けていると並行して工事認可のほうの審査をしていただいていたというようなこともあったかと思うんですけども、それが一つでということであると、もしかすると加工のタイミングが少しずれてしまうとか、そういうようなことにもならないように運用を考えていただきたいというふうに考えております。

○古作専門職

制度改正審議室の古作です。

具体的にいつ、どういうときになり得るかというところがよくわからないところはあるんですけど、その点は、従来も製造前に、加工前にといったほうがいいですかね。加工前には燃料体設計認可があったはずですので、その行為が事業者側が行うと、発電炉を持っている者が行うということですので、必ずしも遅れなくても運用できるんじゃないかなというふうに思います。それも特に建設時ですけども、段階的に分割工認というのを運用されていますので、そういうのもうまく活用しながらということは可能かと思えます。それもどういうふうに運用すればいいかというところは、具体的な運用で議論をすることかと思えますけども、一つのアイデアとしては、あると思えます。

以上です。

○真寄関西電力グループマネージャー

ありがとうございました。

○山田室長

ほかはいかがでしょうか。

それじゃ、ちょっと時間もありますので、後半部分の……。

○古作専門職

すみません、こちらのほうから1点だけ確認ですけれども、資料3の4ページのところに、今後の対応方針として、被規制者の「学協会規格改訂の方針について確認」と書かさせていただいて、そこは最終的にはそれぞれの学協会の方々に状況を聞くという必要があるかと思えますけれども、現時点において被規制者側で何かお考えのこととかがあれば、この場で一度お聞きしたいなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○横尾電事連原子力部部長

電事連の横尾でございます。

学協会規格なので、私どもがどこまで答えるべきなのかというところがありますけれども、今、学協会とどういうやりとりをしているかといいますと、やっぱり制度の変更で、結構規格類の変更が生じるかなというところがございますので、使う側としてある程度事業者のほうからニーズ出し、あと今後の試運用を踏まえて優先順位をつけて、どれから着手して規格の整備を進めていくのかというところは、しっかりやっていかなきゃいけないなということで、学協会側と事業者側の意見交換をやっぱりしっかりする場というものを設けるべきだなということを考えていまして、その辺り、今、学協会側と調整をしているところでございます。

一方、やはり今後、規制サイドのお考えもしっかり伺った上で、規格類、あとガイド類の整備というのは進めていくべきかなというところも少し思うところがありますので、規制側のちょっとお考えも今後しっかりと伺った上で、その辺りを進めていくというのが、やはりいい方向かなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○古作専門職

ありがとうございます。

こちら規則の後、ガイドを作るというふうなことを諸々の作業の中で関連性を見ていかなきゃいけないですので、また状況を教えていただければなというふうに思ひます。ありがとうございます。

○横尾電事連原子力部部長

わかりました。よろしくお願ひします。

○山田室長

ありがとうございました。

それでは、あわせてということで、4と5、8ページ目と9ページ目で疑問点、コメントがございましたらお願ひします。

4は、燃料体の話で随分もう出てしまったので、もしかすると5というふうになるかもしれませんが。

○原田中部電力副長

中部電力の原田です。

品質管理に関する資料を工認の中に入れるという形になると思うんですけど、調達先が

変わった場合等という場合もございます。実際に、設計がある設定で、要は国内で生産するのと、海外で生産するのというのもあり得ると思いますので、そういった場合に、要は、変わる、そういう調達先が変わって、そういった場合に、例えば差しかえ、ないしはそういう扱いはどういう形になるのでしょうか。

○古作専門職

制度改正審議室の古作です。

まさに、どこまで書いて運用するのがいいのかというのは、議論が必要かなというふうに思っていますけども、先ほどそちらのほうからの話もありましたけども、基本的に、場合によっては、燃料体製造の場所にお邪魔をして、我々としても監視をするというようなことも必要になってくるかと思えます。燃料体だけに限らず、ほかの製造もそうなんですけども、そうしたときに、現行の法令でもベンダー検査ということで立ち入り権限を法律上定められているということで、そういう運用をしていくんだろうなというふうに思っているんですけども、そうした場合に、どこにそういう者がいるのか、どこでやるのかということを確認していないと、なかなか法律の運用というのが難しいかなというふうに思っていますので、何らか書いていただく必要があるだろうというふうに思っています。

そうした場合に、頻繁に場所が変わるというようなことがあり得るかと思えますけども、そこは複数で書くなり、あるいは軽微変更手続なり、いろいろな形を使って明確化をしていくということが必要なんじゃないかなというふうに、今の自分の頭の中では思っていますけども、実態に合わせてどう運用できるかというのを検討していければなというふうに思っています。

○原田中部電力副長

中部電力の原田です。

ありがとうございます。わかりました。

○尾野電事連原子力部長

電事連、尾野でございます。

今の議論でありましたとおり、品質管理というところに関して言うと、私どもとあるいは契約する企業さんとの関係だとか、あるいはそこが変わればどうかとか、非常に個別性の強いことになりますから、多分ある申請の時点で、あらかじめ全てを予見してというようなことというのは、実際には難しいんであろうというふうに思っています。ですから、それから、工場によってその工場のやり方によって最終的な品質を確保するけれども、方法論が違うということは十分にあるので、一定の方法で全て強制してやりなさいというのもこれもまた現実的ではないということですので、こうした個別性が強いものというのをどういうふうに処理していくのかということころは、ぜひよく相談をさせていただきたいというふうに思っています。

○古作専門職

規制庁、古作です。

まさにそういう議論をしていかなきゃいけない、ある程度のこちらが要求していることを確認できる枠取りの運用もあるでしょうし、その範囲も超えるようなものがあれば、変更管理ということで、そちらの中の変更管理もありますし、我々としての手続の中での変更管理ということもあると思いますので、どの程度のもので、どういうふうにやっていくかということの詳細検討していければなと思います。ありがとうございます。

○名倉中部電力部長

中部電力の名倉です。

先ほどの古作さんからのお答えで、ベンダー検査というお話が出てきましたけれども、これから監視・評価というのをやっていただくときに、やっぱり我々がメーカーさんの工場とかに行って、自分たちで事業者検査をするという場面が多く出てくるんだと思っていて、そうしますと、そこでやっている行為というのは、そこでしか見れないということもありますので、そうしますと、やっぱり検査というのがいろいろ広がってくるんだと思っています。

一方で、輸入燃料体検査というものも制度としてありまして、これも少し今まで特別な制度設計があったんですけど、これをどうするかとかですね、そういった課題もあるかと思しますので、この辺りもぜひ議論させていただきたいと思っています。

○古作専門職

制度改正審議室の古作です。

輸入燃料体については、おっしゃられるように、規則の中で大分細かく規定をさせていただいて品質管理をしっかりとやっていただくというふうになっていますけども、工事計画のほうに移行した場合には、そもそも認可の段階で品質管理というのを現状求めていますので、その意味では、そうしたことでおのずと運用が入ってくるんじゃないかなというふうには思っております。

検査につきましても、現状でも燃料体、輸入燃料体検査の中で品質管理、品質保証というのを求めている中で、事業者側は検査をしているというふうに承知をしてございます。

それが事業者検査という形の枠になるということですので、そこは実質は変わらずに移行されるというふうに思います。

規制側の確認につきましては、なかなか日本でやるベンダー検査という形にはならないということがありますので、それは逆にこれまでの運用どおり、そちらの契約の中で規制の入る可能性についても明言していただいて、我々の確認が可能なようにしていただくというのは、引き続きなのかなというふうに思っております。

○山田室長

どうぞ。

○平林東京電力副長

東京電力ホールディングスの平林です。

すみません。9ページの設置許可の品質管理の規定の件なんですけど、これはバックフ

イットというか、その考え方なんですけれども、平成32年に法施行ということで、例えば今新規基準を申請しているプラント、申請していないプラント、廃止途中のプラントともろもろあるんですけど、一律適用になるかどうかみたいのところまでは、何か今お考えはあるでしょうか。

○古作専門職

制度改正審議室、古作です。

経過措置はまだ詳細検討をし切れてないところではあるんですけども、基本的には、今保安規定で運用している品質管理を許可段階に持ち上げていただくということなので、内容が変わるわけではないというふうに思います。

品質管理のほうの新知見を反映していろいろと改善をするというようなこと、特に今保安規定のほうと工事計画のほうで求めている要求事項は若干ずれがあって、工事計画のほうで新知見を反映しているというようなこともありますので、その点の対応というのはあるかと思えますけども、大きくは変わりませんので、手続的にいつのタイミングでどうやるのかがいいかということを含めていければいいのかなと思えますけども、それ以外に何か懸念事項とかがあればお示しいただければ考えの材料にしたいなというふうに思います。

○平林東京電力副長

どうもありがとうございました。

○山田室長

経過措置は、法律改正をしたときに考えることになるので先の話になりますけれども、例えば、前回の法律改正の際に、設置許可の本文事項への格上げというのをやりましたけども、それは半年後までに届け出とかいう経過措置をやったりしていますので、そのとおりになるかどうかはわかりませんが、そのときになってみて、いろいろ工夫するところはあるんじゃないかなというふうには思いますので。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、御用意いただいた資料4のほうに移らせていただきたいと思いますけれども、これはこちら側のサイドですけども、まず確認したいようなことがあれば出してください。

○金子統括調整官

規制庁の金子でございます。

大体問題意識を書きいただいていることは理解をしたつもりなので、冒頭山田から申し上げたように、またこういう方向で考えていきたいと思うというような方針については、事後的に紙で整理をしてお返ししたいと思うんですけども、もし今お考えになっていることとか、具体的にこういうところが問題だということで、ちょっと明確なことがあれば教えていただければと思う点が3点ございまして、一つは、1.の(1)の情報公開の話なんですけれども、おっしゃるように全ての検査成績書みたいなものを事細かく全部公開だということ、いろんなものが含まれるということは理解をする一方で、どこまでできたのかということをやったり世の中に対しても確認できるような形でオープンにできるものがあるという

ことも必要な部分ではないかなと思うところがありまして、何かそういう実際に事業者が具体的な作業をやっている事細かな検査の個別の実績とか、数値とかそういうことは別にいたしまして、何かそれをまとめて集約したような検査の結果、こういうふうになりましたみたいなことを、例えばあまり黒塗りをしないでも皆さんにお示しできるような文章を作成していただくようなアイデアとか、そういうのがもしおありになるようであれば教えていただきたいというのがまず1点目です。

二つ目は、2.の(1)の電気事業法との関係の整理のところ、規制要求が重複している項目の重複が起きないようにというようなことがあります、現時点で何か懸念のある項目、こういう点についてはこういうふうになっている、あるいはなる可能性があるので留意をしたいというようなことがありましたら、明確にもしありましたら教えていただけると助かります。

それから、3.の燃料体検査の最後の(7)に、燃料体設計認可の段階ということだと思っておりますけれども、検査要領書と設認を一つのパッケージで確認を受ける形が、手続というか、実質としていいのではないかとということで、それも一つの手法として理解をしますが、一方で、設認は法律上多分求められる認可的な行為としてあり、検査要領書そのものは、文章としてただ確認をするだけのものである、位置づけが多分異なるものではないかと思うのです。

実質、検査要領書が早めに出てきてくださって、我々が確認ができるということについては、非常に業務上もいいことだと思うんですけれども、ここで言うこのパッケージと書いていただいた意味が、どれぐらいのことを意識されておられるのかということをもしお考えがあれば教えていただけると非常に助かります。

私からは、以上3点です。

○横尾電事連原子力部部長

電事連の横尾でございます。

今、金子さんのほうから御質問いただいた件、まず1点目でございますが、ノウハウやセキュリティの部分についてのマスキングをやらずにうまく公開することを何か考えているかという御質問ですけれども、すみません、まだそこまで具体的な検討が進んでいるわけではございませんで、今後私どもいろいろ考えた上で御提案差し上げたいというふうに考えております。

一方で、成功事例として米国の事例なんかもございますので、向こうがどういう仕組み、やり方をしているのかということも少し参考にさせていただきながら、今後御相談したいというふうに考えております。

○笹川関西電力グループマネージャー

すみません。先ほど使用前検査の(1)でございますが、今特に今回事業者のほうに使用前検査が移るということになりますので、今手続上では、炉規制法と電事法という二つがありまして、手続してございます。

それが炉規制法のほうは、使用前検査にいくということになりますので、電気事業法のほうで出したものについてどういう位置づけになるかということだけを明確にさせていただければと思っております。

今後、具体的な検査とかそういうのがあればですね、ありますので、そこら辺はどういうことがありますというのは、事業者のほうからまとめて整理してお出しをしていきたいと思っております。

だから、今後の制度は見直しに伴って今現在二つ申請しているものを、今後どういう形の検査になっていくのかということをやっと明確にしたいと思っただけです。

○金子統括調整官

これも確認ですけど、両方の今やっている世界でも別に重複があって困っているということでは必ずしもなくて、片方の制度が変わるので、そのときの関係が変にならない、ずれないようにといいましょうか、重複関係が生じたりとか、二度手間になったりとかいうようなことがないような仕組みを意識してつくってほしいというような趣旨と理解すればよろしいですか。

○笹川関西電力グループマネージャー

はい、そういうことでございます。

○金子統括調整官

わかりました。

○真崎関西電力グループマネージャー

すみません。関西電力の真崎でございます。

三つ目の御質問で燃料体の検査要領書のところでございますけれども、燃料体の検査が事業者検査ということになるということですが、輸入燃料体検査につきましては、これまでも事業者が検査を行ってまいりました。そういう意味で、事業者主体になるということで、我々がまず最初にイメージをしたのは、輸入燃料体検査のような形に移るのではないかというふうに考えました。

そうしますと、今輸入燃料体検査については、検査要領書も一緒に合わせて設計と確認いただいているという形になっておりましたので、では、そういう形に移していただくのがスムーズに移行できるのではないかとということで、このような形が一番我々としてもスムーズに移行できると思ったもので、こういう形を御提案するとか、考えを述べさせていただいたものでございます。

以上です。

○金子統括調整官

お考えの内容はよくわかりました。ありがとうございます。

○山田室長

ほか。

○古作専門職

制度改正審議室の古作です。

何点か私からも質問なんですけれども、まず2.の(2)で、事業者側と規制機関が重複しないということなんですけれども、今後、事業者検査を確認するという我々の体系に変わったときに、何を重複を懸念されているのかということをもう少し具体的に確認をしたいということ。

その次の(3)で、一部使用承認については、先ほど言いましたように、ホールドポイントという運用になるということですが、その前の使用前検査省略のところについて、具体的に何か懸念されることとかというのがありましたら教えていただきたいというところについて、よろしくをお願いします。

○笹川関西電力グループマネージャー

関西電力の笹川でございます。

2の(1)の重複検査にならないというのは、今でも特に今回検査制度が変わるということで、今でも問題になったと思っていないんですが、検査が今度は事業者検査、使用前に移るといふのと、もう一方、電気事業法のほうもあるということなので、そこはちょっと検査をどういう形で、今は電気事業法と炉規制法でお出しをさせていただいていると。

○古作専門職

(2)です。

○笹川関西電力グループマネージャー

(2)ですが、すみません。認証のほうですか。こっちの重複ですか。

○高木電事連原子力部副長

電事連の高木でございます。

この(2)は、現在品質管理に関する検査、最近加わったところでございますけれども、使用前、事業者が行う適合性確認検査を国が評価・監視するような、少し今回の制度を先取りしたようなものになっているのではないかと考えておきまして、今後、使用前検査を丸々事業者検査として移すとなると、この品質管理の今やっている検査を事業者にやりなさいというふうにも見えるんですが、そうすると少し今目指している方向と違うことになるかもしれないので、具体的な施設の設備の検査を我々が主体的にやるというのは当然なんですけれども、この品質管理に関する検査については、少し移行の仕方とかを議論させていただく必要があるのではないかと趣旨で書いてございます。

○古作専門職

まず最初の項目だけで念のための確認ですけども、工事計画に従ったものであるというのが検査の基準、現状になっていて、それは変えるつもりも現状ないんですけども、そうすると事業者側で品質管理の方法というおりに工事が行われたかというようなことの確認は必要になるということですので、それを何と呼んで、どういうふうに構成するのかというところは検討があるかもしれませんが、一応そういう項目があるということの上で、話をどういうふうにすればいいかという運用ということであれば意図はわかりました

ので、今後、議論できればいいなと思います。

○高木電事連原子力部副長

電事連、高木でございます。

今、古作さんおっしゃっていただいたとおりかと思います。今後、検討させていただきたいと思います。

○笹川関西電力グループマネージャー

すみません。ちょっと間違い、初め間違えましてどうもすみません。(3)使用前検査の省略というのが今の内規の中でも、別に省略、一部使用を指定しようというのがちゃんと明確になって運用させていただいております。ですから、使用前検査の省略も、事業者のほうから御説明させていただいて、検査をこれを省略していいということになっているのですが、今後、民間にいただいたところ、この省略という行為が検査として事業者判断になるのですが、そこをちょっと明確にさせていただきたいなと思っております。

○古作専門職

制度改正審議室の古作です。

これまでは国の確認行為だったので、ある程度省略をするというようなことの明示が必要だったと思うんですね。一方で、事業者検査になったときに、果たして省略というのを手続化する必要はあるのかどうかというところがちょっとわからなかったので、お聞きをしたということです。

具体的には、先ほど言いましたように、認可の段階でどういうことをやるかということの議論をしますので、その際にどうしていくのかという話もあろうかと思いますが、具体的に言うと、実際の物は変わらないけども、位置づけをプラスをすると、機能としてこれまでAという機能だけだったものをBという機能も追加するけども、物としては変わりませんという、物の確認はこれまで維持しているので必要がありませんでしたというので検査省略というのはあったかと思うのですけども、それを最終的に使ってよいというような我々のホールドポイント解除のような手続とどう繋げていくのかというときに、事業者は何もないというのもちょっとどうかなというふうに思いますので、そこの辺り、議論をさせていただければいいかなと思います。

○笹川関西電力グループマネージャー

関西電力の笹川でございます。

古作さんの言われるとおりですので、ぜひともお願いします。

○山田室長

議論がちょっとずれているかなと思うところですけども、使用前検査というのは、規制機関がやる検査だと思っているんですけども、それが事業者検査に移ったときには、事業者の方々が自分たちでやる検査を省略するというのは多分あり得ない話じゃないかと思うんですね。

ホールドポイントとして確認をするというのは、我々に残りますけども、それ以外の施

設の使用前の検査というのは、当然事業者として確認すべきことは確認するという形で事業者検査はやられるのだらうと思いますし、新しい制度の中で、事業者検査でこれとこれはやらなければいけないとって規則上明記するものと、それから当然それを超えて事業者としてやられている検査という項目があると思います。それは多分、そもそも省略という概念に当たるものではなくて、我々としては、それも含めて監視・評価の仕組みの中で、事業者として適切に検査をやられているか、もし概念として成立するのかわかりませんが、事業者検査を省略されるというものがあるのであれば、省略は適切な考え方でやっているのかわかりかというところを監視・評価の中で見せていただくという、そういう整理になるのだらうと思います。

それとの関連でもう一つ申し上げますと、1.全般の(2)のところ、事業者検査項目を改善できるようにパフォーマンススペース、リスクインフォームドを踏まえてというふうに書かれているのですが、リスクインフォームドについては理解できるのですが、パフォーマンススペースで検査を合理化するというのも、これも恐らく事業者検査という概念の中では存在をしない、もしくはパフォーマンススペースでそういう考えでやられるのであれば、パフォーマンススペースとは何ですかと監視・評価の仕組みの中で見せていただく。恐らくそういう整理だと思いますので、このところは、ちょっと書かれていることが、我々の思っているところと、もし、ずれているようであれば、我々の考え方はそういうことだということに理解をしていただければと思うんですけど。

○尾野電事連原子力部長

すみません。電事連の尾野です。

今ほどの議論のところ、要は、事業者がやる場合、省略というのは一体意味は何なんだろうということ、おっしゃるとおりかと思います。

使用前検査もそうですけれども、やはり上位の許可や認可やらで認められていることということ担保する上で必要なことというのを事業者として考えて、そして、必要なことをやっているということですから、必要な範囲のことをしていますということをお我々として説明性を持てるようになっておくということが必要で、我々は我々としてやって、そしてそれをオーバーサイトの御覧いただくということで、その際に、アカウントビリティが示せる必要があるということかと思えます。

恐らく、そうした行為をしていく中で、必要十分な証明性を得るための我々側のアクションというのも時代の進歩とともにより進むものもあるでしょうから、そうした中で、変更があるということで、中身の入れかえであったり、あるいは増えたり減ったりということもあるということなので、そういう流れの中にあることがちゃんとしたものであるということを見ていただくということもセットかなと思っています。

それから、リスクインフォームド、パフォーマンススペース、言葉が踊っているところがあるんですけども、恐らく、この仕組みが非常にいい形で動いていくようになっていった場合、保全プログラムの中でのさまざまな結果経験をもとに、点検そのものをよりシャ

ープに整理していくということ、あるいは頻度の適正化を図っていくというようなこと、こうしたことも当然よりいい形で運用されていくようになると思いますので、そうした中で、まさにパフォーマンスが繁栄されていくということになるのではないかなというふうに理解しております。

○山田室長

わかりました。パフォーマンスというのは、実績というよりも、性能というほうで、性能のいいものについては、点検間隔を延ばすとか、そういう意味だということであれば大変よく理解できる話だと思います。

ほか。

○古作専門職

すみません。もう1点、最後のページの5.の(2)の廃止措置段階のプラントについて、これは全体で言っているところで、規制側がやっていた検査を事業者側に実施していただくという話の中で言うと、当然、現状施設定期検査としてやった項目については、事業者検査でということなのですが、その点で何か御不明な点とかあつての項目なのか、この点について、もう少し状況を教えていただければと思います。

○鈴木中部電力課長

中部電力の鈴木でございます。

ここは古作さんがおっしゃったとおり、総論としては理解してはしまして、これも同様に法律を改正して、同じようなこと、同じようなやり方にするんですねという確認の意味で書かさせていただいております。

今のお答えでわかりました。ありがとうございます。

○古作専門職

わかりました。ありがとうございます。

○伊藤専門職

制度改正審議室の伊藤です。

私、質問ではなくて、ジャストインフォメーションなのですけども、先ほど情報公開の話があつて、米国を参考にとという話がありましたので、ちょっとインフォメーションさせていただきますと、米国のほうでは全てではないですけども、機微な情報ですとか、資料を閲覧のみして、規制機関のほうではそれを所有しないという手法をとっているらしいです。例えば、ピュアレビューの話ですとか、そういった中で、データベースを事業者が持っておりまして、それを規制機関が閲覧できると、そういうインフラ整備をとっているという話を、実はこの間、その実物を見たのですけれども、なかなか良いできでした。

ですので、もし米国のそういうところを参考にするのであれば、そういったインフラ整備のところも見ていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○横尾電事連原子力部部長

電事連、横尾です。

情報ありがとうございます。その辺りも参考にさせていただいて、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○山田室長

ほかありますか。

それじゃ資料4については、ちょっと私がざっと見る限りにおいては、大体議論して、その中で御理解いただけたのではないかなという気はしますけども、最初申し上げたとおり、議論だけじゃなくて、紙の形でまとめてお示しをするという方法では考えたいというふうに思います。

それじゃあ、今日の予定していた内容は以上ですけれども、全体通して何かこの場でおっしゃっておきたいようなことがありましたら、よろしいですか。

○伊藤専門職

今回は11月10日、第2回ワーキンググループは、11月10日の15時を予定しております。また改めて、皆さんに情報を発信いたしますので、よろしくお願いいたします。

○山田室長

予定のアナウンスしていただいたということで、それでは、これで第1回目のワーキンググループ、終了ということにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。